

(電子メール施行)

ワク推第194号
令和4年12月8日

公益社団法人宮城県医師会会長 殿

宮城県保健福祉部長
(公印省略)

令和4年度宮城県新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金(10・11月分)
について(通知)

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、下記のとおり実施いたしますので御承知願いますとともに、貴会会員へ周知願います。

なお、接種医療機関には、市町村に別に周知を依頼しております。

記

1 提出いただく書類

- (1) 令和4年度宮城県新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金交付申請書(別記様式1及び付表)
- (2) **時間外、夜間または休日における接種体制報告書(別記様式2)** ※今回から追加
- (3) 予診票の写しまたは診療録の写し
- (4) 【病院において特別な接種体制を確保した場合であって、1日50回以上の接種を週1日以上達成する週が対象期間内に4週以上ある場合】ワクチン接種業務従事者リスト

申請書等については、下記の県ホームページに掲載しております。

ホームページ:<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/covid19v/vaccine-shoreikin.html>

2 対象期間及び提出期限

対象期間: 令和4年10月2日(日)～令和4年12月3日(土)

申請期限: 令和5年1月11日(水)

※ 4月1日～6月4日/6月5日～8月6日/8月7日～10月1日実施分についても、上記期限まで申請を受け付けます。

担 当: 新型コロナワクチン接種推進室 ワクチン接種調整班 電 話: 022-211-2806

令和4年度個別接種奨励金に係るQ & A

【確認事項】

- 令和4年10月からの追加要件に係るものは、Q1及び【令和4年10月2日からの追加要件について】(7ページ以降)をご確認ください。
- 令和4年4月1日及び4月2日に接種を行った診療所は、Q16「令和4年4月1日及び4月2日に接種を行った場合、週の区分はどのようになるか」をご確認願います。

【個別接種奨励金の内容及び対象について】

- Q1 交付対象期間及び交付要件は。
- Q2 「診療所」と「病院」の分類はどのようになるか。
- Q3 Q1で示された金額は、消費税を含むか。
- Q4 予診のみ行った方は対象となるか。
- Q5 高齢者施設等への接種（巡回接種）は対象となるか。
- Q6 高齢者施設等に臨時の診療所を開設して接種を行った場合は対象となるか。
- Q7 職域接種は対象となるか。

【診療所・病院に共通する要件に関するもの】

- Q8 1日及び1週間の考え方はどのようになるか。
- Q9 24時を跨いで連続した接種を行った場合の接種日はいつになるか。
- Q10 要件にある「4週間以上」は連続していなければならないか。

【診療所の要件に関するもの】

- Q11 「週100(150)回以上の接種を4週間以上」を達成した場合、その週の1回目の接種から対象となるか。
- Q12 「週100(150)回以上の接種を4週間以上」を達成した場合、達成できなかった週の実績は対象となるか。
- Q13 「週100(150)回以上の接種を4週間以上」について、150回以上接種した週が5週、100回以上接種した週が3週ある場合、それぞれ4週間行ったこととして交付を受けることは可能か。
- Q14 週150回以上の接種をした週を、100回以上の接種をした週として取扱うことは可能か。
- Q15 病院が医療機関以外の場所において個別接種を行う目的で診療所開設許可申請を行った場合、当該場所における接種は、交付対象となるか。
- Q16 令和4年4月1日及び4月2日に接種を行った場合、週の区分はどのようになるか。

【病院の要件に関するもの】

- Q17 「特別な接種体制を確保した場合」とは具体的にどのような場合か。
- Q18 「特別な接種体制を確保した場合」の「看護師等」の範囲は。
- Q19 「特別な接種体制を確保した場合」の時間について、1時間未満の時間はどのように取扱えばよいか。

【申請書及び添付書類について】

- Q20 法人が複数の診療所・病院を有する場合、申請は法人で1申請となるのか、又は、各診療所・病院での申請となるのか。
- Q21 電子メールに予診票（診療録）のデータを添付して提出することは可能か。
- Q22 予診票（診療録）の写しについて、両面印刷や集約印刷をしたものでもよいか。

【申請書の作成について（Excel入力等に関するもの）】

- Q23 申請書の「金融機関コード」又は「支店コード」が表示されない。

【令和4年10月2日からの追加要件について】

1 診療所・病院に共通する要件に関するもの

- Q24 医療機関の標榜する診療時間とはなにか。
- Q25 「時間外」、「夜間」、「休日」にかかる接種体制は、いつ、どの程度の日数で実施する必要があるか。
- Q26 追加要件の「時間外、夜間、又は休日に接種体制を用意していること」とは具体的にどのようなことか。
- Q27 届け出した診療日や診療時間以外に、臨時の休診日や休診時間を設けている場合、臨時の休診日や休診時間に実施した接種は「時間外」の対象となるか。
- Q28 接種医療機関に複数の診療科がある場合、標榜する診療時間はどのようになるか。
- Q29 10月以降に要件（時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意）を追加した理由は。
- Q30 個別接種奨励金の要件を満たしているが、申請書に交付金額が表示されない。
- Q31 「自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合」とは具体的にどのようなことか。

2 病院の要件に関するもの

- Q32 病院の「50回以上／日の接種を行った場合10万円交付」の要件が11月末で終了する理由は。
- Q33 病院の交付要件の中で、50回以上／日の接種を行った場合に10万円を交付する要件が11月末まで、特別な接種体制を用意した場合に医師7,550円／時間、看護師等2,760円／時間を交付する要件が3月末までとなっていることについて、12月以降は医療従事者等の従事時間に対するのみ交付されるということか。
- Q34 「特別な接種体制を確保した場合であって、50回以上／日の接種を週1日以上達成～」の要件について、50回以上の接種を行った日は、時間外、夜間又は休日以外（通常の診療時間内）でもよいか。

- 最終ページに「追加要件の診療時間の取扱いについて（具体例）」を記載しています。

【個別接種奨励金の内容及び対象について】

Q1 交付対象期間及び交付要件は。

【交付対象期間】

- ・第1クール（4・5月分）：令和4年4月1日（金）から令和4年6月4日（土）まで
- ・第2クール（6・7月分）：令和4年6月5日（日）から令和4年8月6日（土）まで
- ・第3クール（8・9月分）：令和4年8月7日（日）から令和4年10月1日（土）まで
- ・第4クール（10・11月分）：令和4年10月2日（日）から令和4年12月3日（土）まで
- ・第5クール（12・1月分）：令和4年12月4日（日）から令和5年2月4日（土）まで
- ・第6クール（2・3月分）：令和5年2月5日（日）から令和5年3月31日（金）まで

【交付要件】

要件4のみ、交付対象期間が令和4年11月30日までとなります。（要件1～3及び5は、令和5年3月31日まで対象です。）

	交付要件	交付対象	交付額
1	週100回以上の接種を <u>それぞれの期間中に4週間以上</u> 行う場合	診療所	週100回以上の接種をした週における接種回数に対して、2,000円/回
2	週150回以上の接種を <u>それぞれの期間中に4週間以上</u> 行う場合	診療所	週150回以上の接種をした週における接種回数に対して、3,000円/回
3	1日50回以上の接種を <u>令和5年3月31日まで</u> に行った場合	診療所	1日50回以上の接種を行った日に対して、100,000円/日
4	1日50回以上の接種を <u>令和4年11月30日</u> までに行った場合	病院	1日50回以上の接種を行った日に対して、100,000円/日
5	特別な接種体制を確保した場合であって、1日50回以上の接種を週1日以上達成する週が、 <u>それぞれの期間中に4週間以上</u> ある場合	病院	医師1人当たり 7,550円/時間 看護師等1人当たり 2,760円/時間

・同一の週について、1～3を重複して算定できない。

・4と5については、重複して算定できる。

・5については、1日50回以上接種した日のみに対して算定する。

令和4年10月2日以降においては、下記のとおり接種体制を用意していること。

(1) 1及び2においては、週100回（150回）以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意（※）していること。

(2) 3及び4においては、50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意（※）していること。

※ 「時間外、夜間または休日」の定義は以下のとおり。なお、「接種体制を用意」には、医療機関で接種体制を用意することのほかに、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。

時間外：接種医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜間：18時以降（医療機関の診療時間に関わらないため、標榜する診療時間が18時以降となっても夜間扱いとなる）

休日：土日祝日、1月2日～3日、12月29日～31日（医療機関の診療日に関わらないため、土日祝日が診療日となっても休日扱いとなる）

Q2 「診療所」と「病院」の分類はどのようになるか。

医療法により下記のとおり分類されます。

【診療所】患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの。

【病院】20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの。

Q3 Q1で示された金額は、消費税を含むか。

接種費用ではないため、消費税の対象ではありません。Q1の金額のとおり交付します。

Q4 予診のみ行った方は対象となるか。

予診のみ行った方は対象となりません。接種を行った方のみ対象となります。

予約受付したものの、キャンセルされた場合等も同様です。

Q5 高齢者施設等への接種（巡回接種）は対象となるか。

個別接種であれば巡回接種も対象となります。

Q6 高齢者施設等に臨時的診療所を開設して接種を行った場合は対象となるか。

個別接種であれば対象となります。

交付要件に該当する場合、臨時で開設した診療所単位で申請を行います。

Q7 職域接種は対象となるか。

被接種者が外部の医療機関に出向いて接種を受ける場合は、対象となる場合があります。詳細は「診療所用申請書付表（2/2）」又は「病院用申請書付表（2/2）」を確認願います。

【診療所・病院に共通する要件に関するもの】

Q8 1日及び1週間の考え方はどのようになるか。

1日は0時から24時までとします。1週間は日曜日から土曜日とします。

Q9 24時を跨いで連続した接種を行った場合の接種日はいつになるか。

1日の考え方は0時から24時ですが、24時を跨いで連続した接種を行った場合は、24時以前の日の接種とします。

（例）7月1日午後9時から7月2日午前1時まで連続した接種を行った場合
→ 接種日はすべて7月1日とする。

Q10 要件にある「4週間以上」は連続していなければならないか。

連続している必要はありません。

【診療所の要件に関するもの】

Q11 「週100（150）回以上の接種を4週間以上」を達成した場合、その週の1回目の接種から対象となるか。

1回目の接種から対象となります。

101回目や151回目の接種から対象となるものではありません。

Q12 「週 100 (150) 回以上の接種を 4 週間以上」を達成した場合、達成できなかった週の実績は対象となるか。

対象となりません。

Q13 「週 100 (150) 回以上の接種を 4 週間以上」について、150 回以上接種した週が 5 週、100 回以上接種した週が 3 週ある場合、それぞれ 4 週間行ったこととして交付を受けることは可能か。

可能です。

上記の場合等は、150 回以上接種した週の 1 週を 100 回以上接種の週として、両方の交付を受けることができます。

なお、申請書の集計は列の「週の回数区分」欄で行っており、週の接種回数の合計で自動入力されますが、該当セル右下のプルダウンメニューで回数区分を変更することができます。

(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	週の接種回数	週の回数区分
6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19		
	25	23	19	31	28	33	159	150回以上
6/20	6/21	6/22	6/23	6/24	6/25	6/26		100回未満 100回以上 150回以上

Q14 週 150 回以上の接種をした週を、100 回以上の接種をした週として取扱うことは可能か。

可能です。

週の接種回数にもよりますが、週 150 回以上の接種をした週を、週 100 回以上の接種をした週として取扱うことで、交付申請額が高くなる場合があります。

申請書の変更方法は前問を参照願います。

(例) 週 150 回以上の接種をした週を、100 回以上の接種をした週として取り扱った方が交付申請額が高くなる場合 (接種回数により該当しない場合もあります。)

① 150 回以上の接種をした週が 5 週、100 回以上の接種をした週が 3 週ある場合

前問参照。交付要件が「4 週間以上」のため、100 回以上の接種をした 3 週については交付対象となっておりません。しかし、150 回以上の接種をした 5 週のうち、1 週を 100 回以上の接種をした週として取扱うことで、150 回以上の接種が 4 週、100 回以上の接種が 4 週となり、8 週すべてを交付対象とすることができます。

② 150 回以上の接種をした週が 2 週、100 回以上の接種をした週が 4 週ある場合

150 回以上の接種をした 2 週については交付対象となっておりませんが、150 回以上の接種をした 2 週を 100 回以上の接種をした週として取扱うことで、6 週すべてを交付対象とすることができます。

Q15 病院が医療機関以外の場所において個別接種を行う目的で診療所開設許可申請を行った場合、当該場所における接種は、交付対象となるか。

診療所として、交付申請を行うことが可能です。

ただし、病院の実績と合算はできませんので、診療所・病院それぞれ申請願います。

Q16 令和 4 年 4 月 1 日及び 4 月 2 日に接種を行った場合、週の区分はどのようになるか。

通常、週の考え方は日曜日から土曜日ですが、期間の開始日である令和 4 年 4 月 1 日が金曜日となっています。そのため、4 月 1 日 (金) 及び 4 月 2 日 (土) は、次の週と接種回数を合算し、4 月 1 日 (金) から 4 月 9 日 (土) の 9 日間をもって 1 週と取り扱っても差し支えありません。または、次の週と接種回数を合算せず、4 月 1 日 (金) 及び 4 月 2 日 (土) の 2 日間をもって 1 週と取扱うことも可能です。接種回数を確認し、申請額が高くなる方を選択願います。

【4月1日（金）から4月9日（土）の9日間を1週と取扱う場合】

申請書の「③申請書等（診療所用_4.1～4.9 合算）」のシートを使用願います。週の接種回数は4月1日（金）から4月9日（土）の合計が反映されます。

なお、接種回数は「③申請書等（診療所用_4.1～4.9 合算なし）」のシートに入力したものが自動的に「③申請書等（診療所用_4.1～4.9 合算）」のシートに反映されるため、「③申請書等（診療所用_4.1～4.9 合算）」のシートでは接種回数を入力を行うことはできません。

【4月1日（金）及び4月2日（土）の2日間を1週と取扱う場合】

申請書の「③申請書等（診療所用_4.1～4.9 合算なし）」のシートを使用願います。週の接種回数は4月1日（金）及び4月2日（土）の合計が反映されます。

【病院の要件に関するもの】

Q17 「特別な接種体制を確保した場合」とは具体的にどのような場合か。

下記のような場合が想定されます。

- ① 接種のための人員を雇用又は派遣等を受けた場合（事務員等を含む）
- ② 通常診療の人員体制とは別に、接種専門の特別な人員を配置した場合

病院自体の増員を図っていないでも、接種専門の特別な人員を確保しているのであれば対象となります。ただし、接種業務により生じる通常業務の穴埋め人員は対象外です。

Q18 「特別な接種体制を確保した場合」の「看護師等」の範囲は。

「看護師等」とは特別な接種体制で接種業務に従事した方で職種は限定しません。接種業務に従事する方であれば、看護師以外にも薬剤師や事務員等が該当します。

Q19 「特別な接種体制を確保した場合」の時間について、1時間未満の時間はどのように取扱えばよいか。

1時間未満の時間（分）は、日曜から土曜を足し合わせた週計の段階で切捨てます。

申請書には、1日当たりの従事時間を時間単位で入力するため、「1時間30分=1.5時間」のように入力願います。

「1時間20分=1.333…時間」のように割切れない場合は、小数第3位を切捨てます。

【申請書及び添付書類について】

Q20 法人が複数の診療所・病院を有する場合、申請は法人で1申請となるのか、又は、各診療所・病院での申請となるのか。

法人単位での申請はできません。各診療所・病院での申請となります。

Q21 電子メールに予診票（診療録）のデータを添付して提出することは可能か。

不可です。

予診票等は、必ず紙に印刷し、郵送で提出願います。

Q22 予診票（診療録）の写しについて、両面印刷や集約印刷をしたものでもよいか。

両面印刷や集約印刷をしたものは提出できません。

必ず片面印刷したものを提出願います。

【申請書の作成について（Excel入力等に関するもの）】

Q23 申請書の「金融機関コード」又は「支店コード」が表示されない。

シート名「②振込口座情報」の（サ）金融機関名、（シ）支店名について、下記の【確認事項】を確認し、修正願います。

コードが表示されない場合でも、申請書の「金融機関名」及び「支店名」が正しく表示されていれば、そのまま提出いただいて差し支えありません。

【確認事項】

- ・英、カナが「全角」で入力されているか。
- ・「支店」、「営業部」、「出張所」等が正しく選択されているか。C列16行目【金融機関名確認】の文字列が正しいものになるよう選択願います。
- ・金融機関及び支店名等が分割して入力されているか。
（例）七十七銀行の場合：「C列：七十七」、「D列：銀行」と入力願います。
- ・コピーしたファイル、シート又はスプレッドシートを使用していないか。

【令和4年10月2日からの追加要件について】

1 診療所・病院に共通する要件に関するもの

Q24 医療機関の標榜する診療時間とはなにか。

東北厚生局等へ届け出ている時間とし、この時間については「みやぎのお医者さんガイド」などで確認いたします。（URL：<https://miyagioishasan.pref.miyagi.jp/>）

Q25 「時間外」、「夜間」、「休日」にかかる接種体制は、いつ、どの程度の日数で実施する必要があるか。

① 週100(150)回以上の接種をそれぞれの対象期間内に4週間以上行った場合

当該回数の接種を行った週のうち、少なくとも1日において、時間外、夜間又は休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意していたことが必要となります。

なお、時間外、夜間に接種可能な接種体制を用意した上で、結果的に時間外や夜間の時間帯において接種がなかった場合も、当該時間帯以外での接種により要件となる接種数を満たしていた場合には対象となりますが、別途、接種体制を用意していたことがわかる資料等を提出いただく予定です。

また、時間外、夜間又は休日のいずれかで接種をしている場合、通常の診療時間内に行った接種も回数に計上して差し支えありません。

（例）「休日」に該当する日曜日に、毎週接種体制を用意していた場合、日曜日以外の接種も回数として計上する。

② 50回以上／日の接種を行った場合

50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間又は休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意していたことが必要となります。

なお、時間外、夜間に接種可能な接種体制を用意した上で、結果的に時間外や夜間の時間帯において接種がなかった場合も、当該時間帯以外での接種により要件となる接種数を満たしていた場合には対象となりますが、別途、接種体制を用意していたことがわかる資料等を提出いただく予定です。

また、時間外、夜間又は休日のいずれかで接種をしている場合、通常の診療時間内に行った接種も回数に計上して差し支えありません。

（例）13時から18時（通常の診療時間内）に25回、18時以降（夜間）に25回接種を行った場合、「夜間」に接種を行っているため、診療時間内に行った接種回数も計上し、1日の接種回数を50回とする。

Q26 追加要件の「時間外、夜間、又は休日に接種体制を用意していること」とは具体的にどのようなことか。

ワクチン接種の予約段階等から、時間外、夜間、又は休日に接種が可能な体制を取っていることをいいます。

「接種体制を用意」には、時間外、夜間又は休日において、自身の診療所で接種体制を用意することのほかに、自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合を含むものとします。

上記の取扱いは、時間外・夜間または休日に医療従事者を派遣した場合でも、時間外・夜間または休日の接種への取組の要件を満たすこととするものであって、自治体の集団接種会場等での接種を自身の医療機関の接種回数に計上するものではありません。

なお、時間外、夜間について、当初に予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外・夜間の時間帯に接種することとなった場合は該当せず、予約受付などの段階において当該時間帯に受け入れているなど、当初から接種可能な体制を取っている必要があります。

※ 上記の取扱いは接種費用の時間外及び休日の接種に対する加算の考え方とは異なるためご留意願います。

Q27 届け出した診療日や診療時間以外に、臨時の休診日や休診時間を設けている場合、臨時の休診日や休診時間に実施した接種は「時間外」の対象となるか。

対象となりません。

Q28 接種医療機関に複数の診療科がある場合、標榜する診療時間はどのようになるか。

ワクチン接種は特定の診療科に属するものではないため、接種医療機関全体の診療時間を標榜する診療時間とします。

ただし、予診を行える医師が在籍しない診療科（歯科等）は除きます。

Q29 10月以降に要件（時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意）を追加した理由は。

新型コロナワクチンの3回目接種については、特に10代から30代の若年層の接種率が低い状況です。接種を希望する当該世代が接種を受けやすくするための環境整備の一環として、日中の合間時間や、一般的な企業等の勤務時間以外の時間帯である平日の18時以降、土日祝日等における接種環境の拡充について、医療機関の協力を求めるためです。

Q30 個別接種奨励金の要件を満たしているが、申請書に交付金額が表示されない。

申請書の「時間外等の接種体制の有無」欄の該当日に「○」が入力されているかご確認願います。

接種回数の要件を満たしている場合でも、「○」が入力されていない場合は反映されません。また、時間外等の接種体制を用意した場合、「時間外、夜間または休日における接種体制報告書（別記様式2）」を併せてご提出願います。

		(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	週の接種回数	週の回数区分	週のうち、時間外等の接種体制の実施
※本様式において「時間外等」は、時間外の他に、夜間・休日を指す。		10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8			
時間外等の接種体制の有無							○				
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外						100		100	100回以上	実施
接種回数（予診のみを含めない）	職域										

Q31 「自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合」とは具体的にどのようなことか。

医療機関が自治体の集団接種会場等に、自身の医療機関の診療時間外、夜間又は休日に医療従事者を派遣したことを指します。派遣の有無については、自治体との契約書や依頼文書等により確認させていただきます。

なお、医療機関に勤務する者が個人で、又は派遣会社等を通じて自治体の集団接種会場で従事した場合は該当しません。

2 病院の要件に関するもの

Q32 病院の「50 回以上／日の接種を行った場合 10 万円交付」の要件が 11 月末で終了する理由は。

オミクロン株対応2価ワクチンの接種においては、9月の開始当初から多くの対象者において接種時期が到来しており、開始当初からの迅速な接種が重要と考えるところ、年内までにすべての希望者に確実に接種していただくため、本要件については 11 月までにすることで接種の促進を図ることとされたものです。

Q33 病院の交付要件の中で、50 回以上／日の接種を行った場合に 10 万円を交付する要件が 11 月末まで、特別な接種体制を用意した場合に医師 7,550 円／時間、看護師等 2,760 円／時間を交付する要件が3月末までとなっていることについて、12 月以降は医療従事者等の従事時間に対するのみ交付されるということか。

お見込みのとおりです。

12 月以降は、「特別な接種体制を確保した場合であって、50 回以上／日の接種を週 1 日以上達成する週が対象期間内に 4 週間以上ある場合、50 回以上／日の接種を行った日のワクチン接種業務に対し、医師 1 人当たり 7,550 円／時間、看護師等 1 人当たり 2,760 円／時間」の交付のみ実施いたします。

Q34 「特別な接種体制を確保した場合であって、50 回以上／日の接種を週 1 日以上達成～」の要件について、50 回以上の接種を行った日は、時間外、夜間又は休日以外（通常の診療時間内）でもよいのか。

差し支えありません。

従前のとおり、本要件については令和 4 年 10 月以降においても、令和 4 年 9 月までの要件と同様、時間外、夜間又は休日にかかる接種体制を用意していなくても対象となります。

この場合、医師 1 人当たり 7,550 円／時間と看護師等 1 人当たり 2,760 円／時間分のみを交付申請額に計上することとなります。

【追加要件の接種時間の取扱いについて(具体例)】

- (例) ・月、火、木曜日(祝日を除く)は9時から20時まで診療(12時から15時は休診)
- ・水、土曜日(祝日を除く)は午前診療、午後休診
- ・金、日曜日、祝日は終日休診

		曜日	時間										
			10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20 (時)
医療機関の 標榜時間	月・火・木	診療(9:00~12:00)	診療(9:00~12:00)			休診(12:00~15:00)			診療(15:00~20:00)				
奨励金の 取扱い	月・火・木	通常(9:00~12:00)	通常(9:00~12:00)			時間外(12:00~15:00)			通常(15:00~18:00)		夜間(18:00以降)		
医療機関の 標榜時間	水・土	診療(9:00~12:00)	診療(9:00~12:00)			休診(12:00~20:00)							
奨励金の 取扱い	水	通常(9:00~12:00)	通常(9:00~12:00)			時間外(12:00~18:00)				夜間(18:00以降)			
	土	休日(終日)											
医療機関の 標榜時間	金・日	休診(終日)											
奨励金の 取扱い	金	時間外(9:00~18:00)								夜間(18:00以降)			
	日	休日(終日)											
医療機関の 標榜時間	祝日	休診(終日)											
奨励金の 取扱い	祝日	休日(終日)											

※祝日に接種を行った場合は、標榜日に関わらず休日扱いとなる。

時間外	医療機関の標榜する診療時間以外の時間
夜間	18時以降(医療機関の診療時間に関わらないため、診療時間が18時以降となっても夜間扱いとなる)
休日	土日祝日(医療機関の診療日に関わらないため、土日祝日が診療日となっても休日扱いとなる)
通常	上記のいずれにも当てはまらない時間(土日祝日を除く診療時間内の接種)

※上表に記載がない時間(9時以前及び20時以降)は時間外、夜間、休日のいずれかの取扱いとなる。

※休日には1月2日及び3日、12月29日~31日を含む